

個人市道民税の特別徴収制度（公的年金からの天引き）が始まります

1. 対象となる方

前年中に公的年金などの支払いを受けている65歳以上の方（特別徴収する年度の初日に老齢基礎年金などの支払いを受けている方）が対象となります。

ただし、次の場合は特別徴収の対象となりません。

- (1)老齢基礎年金などの給付額の年額が18万円未満である場合
- (2)公的年金に係る市・道民税の額が、老齢基礎年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療保険料を控除した後の額を超える場合

2. 対象となる税額

公的年金などに係る所得に対する所得割額および均等割額が対象になります。

3. 対象となる年金

老齢等年金給付が対象となります。

4. 実施される時期

平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施されます。

5. 徴収の方法

新たに特別徴収になる方（特別徴収制度の実施後、初めての方など）と、前年度特別徴収だった方では、徴収方法が異なります。

(1)新たに特別徴収になる方の徴収方法（平成21年4月以降）

徴収方法	自分で納付（普通徴収）		年金からの天引き（特別徴収）		
年度	前半		後半		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/2		年税額の1/2（年税額と年度前半分の差額）		
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

- 年度前半は、6月・8月に年税額の『4分の1』ずつを自分で納付（普通徴収）します。
- 年度後半は、10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から年度前半分を差し引いた残りの額（年税額の『6分の1』ずつ）が天引き（特別徴収）されます。

(2)前年度特別徴収だった方の徴収方法（平成22年4月以降）

徴収方法	年金からの天引き（特別徴収）					
年度	前半（仮徴収）			後半（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半の額			年税額と年度前半（仮徴収）分の差額		
	前年度後半の額の1/3	前年度後半の額の1/3	前年度後半の額の1/3	年税額から年度前半（仮徴収）分を差し引いた額の1/3	年税額から年度前半（仮徴収）分を差し引いた額の1/3	年税額から年度前半（仮徴収）分を差し引いた額の1/3

- 年度前半は、4月・6月・8月支給分の年金から、前年度後半の特別徴収税額の『3分の1』ずつが天引き（仮徴収）されます。
- 年度後半は、10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から年度前半（仮徴収）分を差し引いた残りの額の『3分の1』ずつが天引き（本徴収）されます。

年金特別徴収制度の出前説明会を行います

町内会や老人クラブ、パークゴルフやゲートボール、温泉仲間など、年金からの市・道民税特別徴収について詳しく知りたい仲間が10人程度以上集まりましたらご連絡ください。

日程調整のうえ、老人憩の家などに説明に伺います。

なお、大変申し訳ありませんが、平成21年1月中旬から4月末までは、出前説明会の対応をお休みさせていただきます。

申し込み・
問い合わせ

税務グループ

(☎85) 1155